

平成 3 1 年度第 2 回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和 2 年 1 月 2 9 日（水）午後 2 時～午後 3 時 4 5 分
場所	第二応接室
委員《敬称略》	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 本村 三郎 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授）…欠席 山下 雄一 委員（弁護士） 馬渡 清範 委員（商工会議所常議員）
市関係出席者	柴崎副市長、松本総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、井上主査 《工事主管部署》 ・ スポーツ課…浅田課長、中島班長 ・ 環境課…徳永班長、（前任）谷口農業委員会事務局長 ・ 教育総務課…菅課長、北島班長、入江主査 ・ 都市整備課…酒井課長、稲田班長、吉田主任、藤本主査 ・ 道路課…荒木課長、本多班長
報告事項	平成 3 1 年度上半期入札執行状況等について
抽出事案審議	平成 3 1 年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成 3 1 年 4 月 1 日 ～ 令和元年 9 月 3 0 日
抽出事案	5 件 ※各委員から 2 件以内で抽出（重複あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1)報告事項 平成31年度入札執行等について	
意見・質問	回 答
《入札執行状況について》 平成30年度と平成31年度を比較して、物品の契約実績が4倍ほどに増加している。特別な事情があったのか。 金額はいくらか。 各校に何台ずつ購入したのか。 パソコンは、児童・生徒1人に1台あるのか。	小中学校のパソコンを更新したものである。購入後5年以上経過しており、OSが古いため購入した。 2億5千万円程度である。 各校約40台ずつ購入した。 約4.7人に1台である。

(2)抽出事案審議 平成31年度上半期発注工事の審議について	
審議1 島原復興アリーナ中央監視装置更新工事	
意見・質問	回 答
価格が妥当かどうかはどのように判断するのか。	他の業者にも見積依頼をしたが、2倍程度になってしまったことから、受注した業者の価格が妥当と判断した。
他業者も出来ないというわけではなくて、金額的に高くなるということか。	この中央監視装置は、島原復興アリーナ（メインアリーナ、サブアリーナ）の空調設備、電気設備、防災設備、カメラなども連動した設備である。 他業者がこのようなすべての設備を連動させた装置を更新する場合は、新規という形でしかできないことから高くなるとのことである。
当初の施設の建設工事の入札で、業者の出した見積が基準になるのではないか。	仕様に基づく入札であり、工事全体の価額で安い業者に発注した。 この時点で更新についての想定はしていない。
エレベーターの設置とメンテナンスとの関連性がよく問題になるが、そのようなものよりも専門性が高いのか。	この中央監視装置は、空調設備、電気設備、防災設備等のすべてを制御する装置であるので、専門性は高い。
ここまで大規模であると、他業者は手が出せないということになると思うが、当初から、この業者に任せざるを得ないだろうと思っていたのか、それともそこまでは想定していなかったのか。	仕様に基づく入札であり、金額的に安い業者が請け負った。更新をどうするかについての想定まではしていなかった。
入札でやろうと思っても、価格の設定が困難なのでできないということか。	新しくシステムを構築するか、既存のものを更新するかという選択肢しかなく、予算的に既存のものを更新する方が有利と判断し、随意契約を採用した。
随意契約の選定理由で契約規則第25条第1項を採用しているが、他業者からも見積をとったのであれば、この規定に該当しないのではないか。	新規で装置を構築した場合での見積を他業者からとったものであり、更新工事としては1者からしかとっていない。
このようなケースは、当初の施工業者以外が入りにくい。 価格の妥当性を説明できることが大事である。（意見）	—

エレベーターの保守はどうしているか。	有明庁舎のエレベーターの保守については、設置者との随意契約ではなく、複数指名の見積入札を実施している。メーカー系の業者は、参考見積の時点で高額であったため指名していない。
審議 2 しまばら斎場 1 号炉耐火物積替工事	
意見・質問	回 答
火葬炉を構成する各設備のバランスをとるとは、どういうことか。	まず、火葬炉の状況を説明する。 火葬炉の施工メーカーは、本件受注業者を含む大手 3 社と大手ではない 1 社の 4 社が国内シェアのほとんどを占めており、各業者それぞれに炉の作り方の独自性がある。 しまばら斎場は 3 炉あり、本件は、その 1 つの炉の耐火レンガを全面的にやりかえる工事である。 炉は耐火物設備、排気ガスを正常にする排気設備を含む機械設備、これらを制御する電気設備から構成される。排気設備は 3 炉共通の排気系統で、つながっている。仮に他メーカーが施工した場合、そのバランスが崩れる可能性がある。 以下、補足説明 見積については、本件受注業者以外の 3 社に依頼をしたが、他メーカーのものは出せないという回答であった。 しまばら斎場建設時の入札では、建設費のほかに 10 年間のランニングコストも比較の材料としたうえで受注者を決定している。 また、本件は、仕様書に基づく性能発注による工事であり、設計書をもとに入札に付したものではない。
当初、示されたランニングコストどおりになったのか。	10 年間は当初の想定どおりになっている。
設計にあたり、耐火レンガの単価はわからないのか。	一般的な材料であれば、建設物価などで単価は確認できるが、耐火レンガはそれがないので、業者から見積をとる必要がある。 受注業者以外はその見積が出せないということであった。

見積は、細部の数量や単価まで明示してあるのか。	その通りである。
建設当初はどうであったか。	当初は性能発注なので、細部までの明示はない。
業者の独自性が強いと、他業者が入る余地がない。 建設当初に詳細設計図的なものを提出させれば、後々参考になるのではないか。(意見)	—
他の3社が見積提出を断ったときの理由は、「仕様がわからないから出さない」ということなのか。	「他メーカーのものは出さない方針である」とのことであった。
インターネット上ではあるが、他市で同種の工事で競争入札した例もある。 島原市の炉が特殊ということなのか。	炉の工事でも、一部取替修繕的なものであれば競争入札も可能である。本市でも実績がある。 今回は、火葬炉全体の主要となる設備の更新工事である。 他市の例についての詳細は不明である。
随意契約の理由の「他メーカーが施工した場合、そのバランスが崩れることになる」というのを業者側も言ったのか。	そうではない。市で判断したものである。
随意契約を選んだ論拠として、「業者がこのように言った」というのは強いと思う。	見積を出せない理由として、「火葬炉の構造は業者ごとに独自性があり、一部修繕で炉の性能を維持できるか、その後のメンテナンスや異常発生時に即応できるか、施工後の責任が果たせない」などの回答を得ている。
審議 3 第一中学校東側ブロック塀改修工事	
意見・質問	回 答
児童等の歩行に差し支えるから手間がかかるとのことだが、落札者以外はかなり低い諸経費であるのにそういうことが言えるのか。 どうしてほとんどの業者が経費を低く見積もっているのか。	経費については、建築の刊行物の基準を採用し積算をしている。 各業者がなぜ経費を低くしているのかは不明である。
擁壁設置の特殊ではない工事なのにどうしてこんなに差があるのか。 直接工事費というのは材料費と工賃か。	直接工事費は材料費と工賃である。それ以外は諸経費になる。 直接工事費を細分化した仮設工事費において市の設計と業者見積に乖離が見られる。 そこが要因ではないかと思う。

この工事の仮設工事費はどのようなものか。	仮囲いと防護ネット、交通誘導警備員を設計した。
県の単価以外に何かあるのか。	刊行物（物価本）がある。これは国の基準である。
県と国とどう違うのか。	似たようなものであるが、金額に相違があったり、県の単価にあっても刊行物にはなかったり、相違点がある。基本的にこれらを比較して安い方を採用している。
応札した業者が適正に見積もったのであれば、割高な工事になったということになる。どう分析するか。	この工事は、石垣の上に擁壁、その上にブロックさらにフェンスという複合的な構造になっており、また、地面が構造物よりも上にあることから、まず、土を取り除き、構造物を改修し、土を戻すという手間がかかること、また、市道に接していることで通行への安全面に配慮する必要がある、このようなことを考慮し設計したが、この部分で業者との乖離が生じたものと分析する。
業者がそのような必要性を認めなかったということか。	その部分が誤差の要因であると考えている。
応札した業者が特別な要素を見逃し、過少に見積もったということか。	たとえば、市としては、一定期間、道路の制御が必要であると考えていたが、その必要がないとして見積もったのかもしれない。
この工事は、業者として積極的に取りたい工事なのか。	勾配のある場所で、斜路に型枠を施して擁壁を設置する、手間が多い工事であったと考える。
経費を削ってまでも受注したい工事ではないということであれば、どうしてこういう結果になったのか。	落札業者以外にもランダム係数が影響して失格となった業者もあるので、問題はなかったと思う。
そうではない業者の方が多い。 ここまで設計額と入札額が違うと、原因は考えないといけない。 今後のことも考えないといけない。 小中学校のフェンスの工事はすべて済んだのか。他の学校のフェンス工事の入札結果はどうだったのか。	小中学校のフェンス改修工事はすべて終了した。 他の工事では同じような現象は起こっていない。 この案件については、仮設工事の部分で大きな差異が生じているので、業者と協議をするなどして、今後このような相違がないように努めたい。
審議 4 大三東団地外壁等塗装改修工事	
意見・質問	回 答
業者の見積もった直接工事費が設計よりも高くなった要因は何か。	平地で平屋の建築改修工事であり、特殊な要因はないと考えている。工種も足場と塗装塗り替えの2種目しかなく、積算する単価も選択肢がない。高くなった理由は不明である。

材料は塗料くらいか。	その通りである。木部に塗る塗料で、既存の壁などの上塗りをかけるものである。
塗料が値上がりしたとかはないのか。	最新の単価を採用しており、時価に等しいものである。
適正な入札であれば、最低制限価格付近に入札する業者があるのが普通であると思うが、落札業者以外は予定価格を超えて入札しており、当該落札業者に落札させるために他業者が話し合ったということは考えられないか。	ないと思う。
予定価格が低いという、市に対しての抗議はなかったか。	なかった。
審議 5 上の町上新町線改良工事	
意見・質問	回 答
入札辞退届を改正したとのことであるが、運用はいつからか。	令和2年1月1日施行である。
旧様式では辞退の理由は記載不要であったと思うが、別途辞退理由について確認は行ったか。	個々の業者に辞退の理由は尋ねてはいないが、過去に発注した隣接地での同じような工事において、同じような現象が生じていることから、理由としてはこの現場が工事のしづらい場所であり、額には見合わない工事と判断して辞退する業者が多かったと推察する。
新様式の辞退理由に「うまみがなくて取りたくない工事である」的なものがない。選択肢として挙げた方が良いのではないか。 そうすれば業者が受注したい工事、したくない工事の傾向がつかめるのではないか。	辞退届については、施行したばかりであるので、今後、状況を見ながら検討したい。 本件については、前年度についても落札率が高くて抽出議題になった。 交通量が多くて繁華街ということもあり、積極的に受注したい工事ではないと業者が判断したものと分析している。
ある程度予測がついていたということか。	前回も同様であった。
前回も同じ業者が落札していたのではないか。	同じ業者が落札している。
うまみがないというが、前回受注した業者が応札しているということは、それなりに利益が出ているのではないか。	定価に近ければ受注しても良いという判断ではないかと思う。

《審議案件に関する委員会の所見》

審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。

ただし、審議３「第一中学校東側ブロック塀改修工事」において、設計額と業者見積額とで大きな差異が生じているので、本件について、さらなる検証を行い、今後、同様の問題が発生しないように防止策を検討すること。